

令和7年5月22日 9時46分 受付	受付番号 3	くじ番号 2	発言順番 1
令和7年5月22日 東員町議会議員 南部 豊 様 東員町議会議員 伊藤治雄 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質問事項	質問の要旨		答弁者
1. 地産地消について	(1) 国及び本町の考え方について ①六次産業化・地産地消法に関する見解 ②メリット・デメリット (2) 学校給食における地域食材の活用について (3) 地元生産品の直売所開設について		町長 関係する 執行部
2. 児童・生徒の安心安全の確保について	(1) 登下校時の安全対策について ①現状と今後の対策 (2) 学校への不審者侵入対策について ①現状と今後の対策 ②有事に伴う対応		教育長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式5〔申し合わせ事項〕

令和 7 年 5 月 22 日 8 時 59 分 受付	受付番号 /	くじ番号 5	発言順番 2
令和 7 年 5 月 22 日 東員町議会議員 南部 豊 様 東員町議会議員 山田由紀子 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1 介護保険制度における認定状況について	制度開始から、25年間の介護認定者の推移について伺います。 ①25年間の要介護認定者が要支援者になられた方の人数について ②その要支援になられた方のその後の状態について		関係する 執行部
2 介護サービス等の事業所の状況について	町内の介護サービス事業所の実情について伺います。 ①事業所からの意見等の集約について ②担い手の人材不足の職種別の把握について		関係する 執行部
3 技能実習生の受け入れについて	町内の事業所の受け入れ状況について伺います。 ①事業の展開における負担等の聞き取り ②今後の支援策について		関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

（以下の質問内容は、**不適当な質問**となるので注意すること。）

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 5 月 22 日 9 時 18 分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	2	4	3

令和 7 年 5 月 22 日

東員町議会議長 南部豊様

東員町議会議員 伊藤 まり

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1. 地域包括支援センターの機能強化について	地域包括支援センターは二か所設置されています。 (1) 地域包括支援センターの設置目的は何か。 (2) 地域包括支援センターの利用状況と今後の見通しはいかがか。	関係する 執行部
2. 介護保険の要支援・要介護認定に要する期間について	要支援・要介護認定は、申請してから 30 日以内に認定することになっていますが、実際には認定が遅れることがありました。 今年 4 月から、認定調査とその関連事務を社会福祉協議会に委託しています。 (1) 申請から認定結果が出るまでの期間は改善したか。	関係する 執行部
3. 新しいコールセンターの導入について	町行政は、新しいコールセンターの導入を検討しています。新しいコールセンターは問い合わせの手段を増やすので、今より費用が高くなる可能性があります。 (1) 費用をかけて新しいコールセンターを導入する必要があると考えた根拠は何か。 どれくらいの人が、どのように困っているのか、また、窓口利用者数の曜日別・時間帯別の分布、1 人あたりの対応所要時間など、データがあればご提示いただきたい。 (2) 新しいコールセンターにすると、お住まいの方の暮らしがどのようによくなると考えているか。 (3) 委託費用の試算はどのようなか。	関係する 執行部
	(以下余白)	

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 5 月 2 2 日 15 時 59 分 受付	受付番号 7	くじ番号 6	発言順番 4
令和 7 年 5 月 2 2 日 東員町議会議長 南部 豊 様 議会議員 大 谷 勝 治 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
地域づくりにつ いて	① 農業イノベーションによる地域おこしについて 高知県馬路村は人口 900 人程度の山奥に位置する村、ユズは農業を使用しないオーガニック、ユズのジュースやユズポン等の加工商品は今や高知県馬路村のブランドとなっています。循環型 ゆず農法で面積が全国 1 位（国はみどりのシステム食戦略を掲げ有機農業のさらなる推進が、進められています。ユズが伝わって 800 年特産物として地域の役に立つことが素晴らしい） 東員町の目指す特産物はなんですか。 ② 観光に特化した地域おこしについて 馬路村に近い高知県北川村は人口 1,000 人特集編として記事が記載されたモネの庭、来場者が 200 万人を超えて観光に特化した地域おこしは賑わっています。 地域にある力をもっと引き出すことに町は知恵を出していただきたいと思いますがお考えはありますか。		町長 関係する 執行部

記載にあたっての注意事項

（以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。）

- ② 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ③ 制度の説明を求めるものが
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 5 月 22 日 10 時 46 分 受付	受付番号 4	くじ番号 10	発言順番 5
東員町議会議長 南部 豊 様 令和 7 年 5 月 22 日 東員町議会議員 山崎まゆみ 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1,ひとり暮らしの支援と、若者から高齢者の孤独・孤立対策について	単独世帯の増加や孤立が、幅広い世代の課題になっています。令和 6 年に内閣府で「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。 孤独・孤立の困難さを抱える人に対する、町の支援について、以下お尋ねします。 (1) 町内の「孤立・孤独」の状況については、どのように実態把握してみえますか。 (2) 町は「孤立・孤独」について独自の計画はありますか。どんな政策を組んでみえますか。 (3) 「これは地域で解決すべき課題だから」と、地域や市民活動に、福祉的な役割を過度に押し付けてしまったり、ケアの質を下げてしまうことがないようにするために、医療や行政、地域における活動との双方向の関係性について、どのようにしていきますか。 (4) 個人情報が悪用される事件が報道されたりするため、福祉活動に有用な個人情報を取り扱う際に、個人情報保護法の過剰反応や法解釈の誤解が社会問題化もしています。 地域住民主体の活動で、適切な個人情報共有をするためには、どのようにしていきますか。		町長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 5 月 22 日 1 時 12 分 受付	受付番号 6	くじ番号 11	発言順番 6
令和 7 年 5 月 22 日			
東員町議会議長 南部 豊 様 東員町議会議員 三林 浩			
一 般 質 問 通 告 書			
次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1 稼げるまちづくりに ついて	東員町総合計画も令和3年（2021年）から始まり今年で5年目に入りました。 残り5年を考え、達成するための施策をどのように進めようとしていますか。 また、前期の5年でどのようなことを進め、成果はありますか。		町長 と 関係する 執行部
2 子どもの権利条例 等について	平成27年6月に作られた「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」は今年で10年を迎えました。 1) この条例の主な目的は何ですか。 2) この条例が子どもたちの生活にどのように影響していますか。 3) 子どもたちの権利を保障するために、具体的な施策が講じられていますか。 4) 子供たちの意見をどのように反映させていますか。 5) 条例作成後、どのような成果や課題がありますか。		教育長 と 関係する 執行部

－記載にあたっての注意事項－

（以下の質問内容は、不当な質問となりますのでご注意ください。）

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 7 年 5 月 22 日 12時 54分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	5	12	7

令和 7 年 5月 22日

東員町議会議長 南部 豊 様

東員町議会議員 三宅 耕三

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1,町長の政治姿勢について	○東員町が抱える諸問題について ・町民からの声の受け止めへの姿勢 ・中学校建設に伴う用地買収の顛末 ・訴訟問題での町のイメージダウンへの懸念 ・働き方改革に伴う東員町の対応など	町 長
	以下余白	

一 記載にあたっての注意事項 一

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの

